

令和7年6月20日

美瑛町議会議長 野村 祐司 様

美瑛町新税審査特別委員会

委員長 八木 幹 男

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、美瑛町議会会議規則第77条の規定により報告します。

| 事件の番号   | 件名                 | 審査の結果                |
|---------|--------------------|----------------------|
| (議案第4号) | 美瑛町宿泊税条例の制定について    | 修正可決<br>(修正内容別紙のとおり) |
| (議案第5号) | 美瑛町駐車場利用税条例の制定について | 可決                   |

## 別紙

### (議案第4号) 美瑛町宿泊税条例の制定に対する修正案

(議案第4号) 美瑛町宿泊税条例の制定の条例案の一部を次のように改正する。

附則第1項中「1年3月」を「2年3月」に改める。

#### 【理由】

審査の結果、観光目的税（宿泊税等）に係る懇談会や財源検討委員会が開催されているが、制度設計を重視した議論に終始した傾向にあり、このことが宿泊事業者に税ありきの議論と認識されてしまったと推察される。

また、特別徴収義務者となる宿泊事業者との意見交換が不十分であったと推察される。

これらのことから、宿泊事業者との調整を図る期間が必要であるため、修正としたものである。